

福井工業大学 学術情報リポジトリ運用指針

（目的）

第1条 この指針は、福井工業大学図書館（以下「図書館」という。）が、研究の発展及びその成果の流通に資するとともに、社会への貢献と情報公開を果たすため、福井工業大学学術情報リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、福井工業大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究の成果（以下、「学術情報」という。）を電子的に収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開することをいう。

（リポジトリシステム）

第3条 リポジトリシステムは、国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）及びオープンアクセスリポジトリ推進協議会（以下、「協議会」という。）が共同運営するクラウド型機関リポジトリ環境提供サービス JAIRO Cloud（以下、「サービス」という。）の利用承認並びに共用リポジトリシステムの提供を受けて使用するものとする。

2 サービスの利用とは、研究所のサーバに、研究所が提供する機関リポジトリソフトウェアを用いて、学術情報を登録し、発信すること（以下、「管理及び運用」という。）をいう。

3 サービスの提供を受けるにあたり、国立情報学研究所共用リポジトリサービス利用規程及び利用細則に掲げられる事項を遵守しなければならない。

（公開の原則）

第4条 リポジトリへの登録・公開は学術情報の全文について、無償で行うことを原則とする。

（登録できる者）

第5条 リポジトリに学術情報を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 本学に在籍する又は在籍した役員及び教職員（非常勤教職員を含む。）
- （2） 本学に在籍する又は在籍した大学院生、学部生及び研究生
- （3） （1）及び（2）を構成員に含む団体

（登録対象となる学術情報）

第6条 リポジトリに登録することができる学術情報は、次に掲げるものとする。

- （1） 紀要論文
- （2） 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- （3） 学位論文（博士論文、修士論文）
- （4） 教育資料（講義資料、講演資料、プレゼンテーション資料、教材等）
- （5） 研究報告書（研究記録、科学研究費補助金研究報告書を含む。）
- （6） 広報誌
- （7） その他特許等にかかわらない公開可能な学術情報

（登録手続）

第7条 登録を希望する者は、福井工業大学図書館長（以下「図書館長」という。）へ承諾書と登録する学

術情報を提出するものとする。

2 登録を希望する者は、公開日を申し出ることができる。

（著作権に係る利用許諾）

第8条 登録を希望する学術情報の著作権が共著者等複数の者に帰属する場合又は登録者以外の者に帰属する場合は、登録者はあらかじめ他の著作権者の許諾を得ておかなければならない。

（登録された学術情報の利用）

第9条 図書館が利用できる学術情報の保存・公開の方法は、次に掲げるものとする。

- （1）学術情報を複製し、リポジトリサーバーへ格納する。
- （2）ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開する。
- （3）利用保存のための複製、媒体の変換を行う。

（著作権）

第10条 著作権は、著者又は出版社が保持し、リポジトリへの登録・公開についての承諾により移転しない。

（利用条件）

第11条 リポジトリに登録された学術情報を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用、引用の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

（削除・変更）

第12条 図書館は、次のいずれかに該当する場合にリポジトリに登録された学術情報を削除、変更することができる。なお、削除、変更を行う場合には、その旨事前に登録者へ通知するものとする。

- （1）登録者が図書館長（以下「館長」という。）へ理由を付して申請を行った場合
- （2）公序良俗に反する内容、盗用・剽窃による成果、内容が著しく不適切である等の理由により、館長が決定した場合
- （3）その他館長が認めた場合

（免責事項）

第13条 登録された学術情報の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリへの登録・公開及び利用により生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

（事務及び管理・運営）

第14条 リポジトリへの登録、削除、変更の事務及びリポジトリに登録する学術情報の管理、運営は、図書館において行うものとする。

2 館長は、リポジトリの管理・運営に関する重要事項の審議を図書部会に付託するものとする。

（雑則）

第15条 この指針に記載されていない事項については、必要に応じて福井工業大学情報メディアセンター運営委員会および福井工業大学図書部会（以下「情報メディアセンター運営委員会および図書部会」という。）が定める。

（改廃）

第16条 この指針の改廃は、情報メディアセンター運営委員会および図書部会の議を経て、理事長の決裁により行うものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成23年3月4日から施行する（起案番号第1254号）。
- 2 この指針は、令和5年3月10日から施行する（起案番号第R3-1560号）。